

青果物集出荷予冷施設等電気料金緊急補填事業 募集案内

宮城県では、農業協同組合等に対し、青果物の品質低下を極力抑え、生産者の所得を確保する上で重要となる青果物集出荷予冷施設等について、施設利用料金の値上げにより農業者に影響を及ぼさないようにするため、農業協同組合等が所有する青果物集出荷予冷施設等の運営に係る電気料金高騰分の一部を支援します。

補助金の交付に係る申請手順については、青果物集出荷予冷施設等電気料金緊急補填事業費補助金交付要綱に定めるほか、この募集案内に記載のとおりとします。

1 事業目的

青果物の品質低下を極力抑え、生産者の所得を確保する上で重要となる青果物集出荷予冷施設等について、高騰した施設運営に係る電気料金を支援する。

2 支援対象者

県内の農業協同組合及び全国農業協同組合連合会宮城県本部

3 補助対象経費

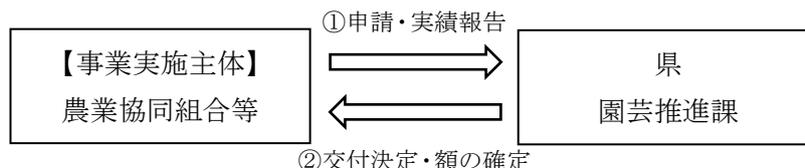
農業協同組合等が所有する青果物集出荷予冷施設等の運営に係る令和7年度の電気料金のうち、令和3年度電気料金から高騰により増加した電気料金

4 補助金額の算出方法

- 令和3年4月から令和4年3月までの利用分として支払った電気料金と令和7年4月から令和8年3月までの利用分として支払った電気料金の差額を補助対象経費とする。
- なお、令和8年1月から令和8年3月までの電気料金は、令和7年1月から令和7年3月までの利用分として支払った電気料金を補助対象経費の算定に用いるものとする。
- また、青果物集出荷予冷施設等の運営に係る電気料金とそれ以外の電気料金が区別できない場合は、青果物集出荷予冷施設等の運営に係る電気料金を按分して算定に用いるものとする。
- (1)～(3)により算出した補助対象経費の1/2以内を補助する。

※補助金額の算定には、消費税及び地方消費税相当額を除いた電気料金の金額を用いる。

※予算を上回る交付の申請があった場合は、全ての申請者に対して同じ比率で補助金額を減じて交付を行うこととする。



5 申請書受付期間

令和8年1月9日（金）から令和8年2月13日（金）まで

※令和8年2月13日（金）の午後5時以降に提出された申請書は無効とします。

6 申請方法

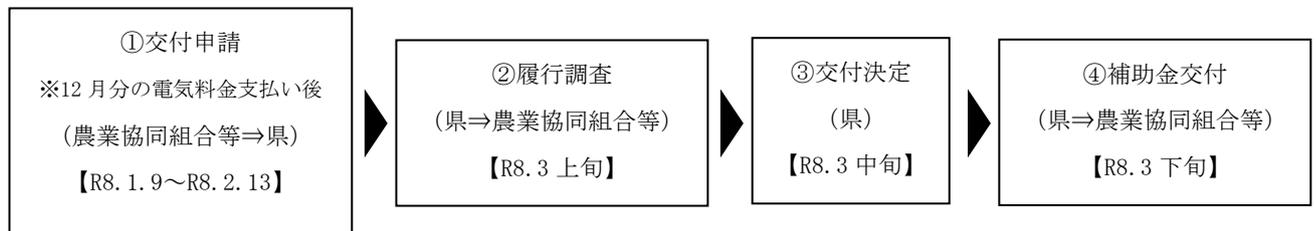
交付申請書（別記様式第1号）に、以下の書類を添えて、電子メール又は郵送にて宮城県農政部園芸推進課園芸振興班宛て提出願います。

- (1) 青果物集出荷予冷施設等利用状況報告書（別記様式第2号）
- (2) 補助金額算定基礎資料（別紙1-1、別紙1-2）
- (3) 電気使用実績証拠書類（領収書の写し等の電気料金（税抜金額）が確認できる書類）
- (4) 施設ごとの出荷実績が分かる書類（対象期間のうちいずれか1か月分の出荷伝票等）
- (5) 施設の図面（施設の構造及び概要がわかるもの）
- (6) 青果物集出荷予冷施設等（別記様式第2号の2で記載した施設）の設置状況がわかる写真
- (7) 暴力団排除に関する誓約書（別記様式第3号）
- (8) 宮城県税の納税証明書（申請日の3か月以内に発行されたもの）

7 審査結果の通知

全ての申請内容を確認した後に補助金の交付を一括で決定するため、申請書の提出時期に関わらず、県から申請者への審査結果の通知は3月中旬となります。

8 事業実施スケジュール（予定）



※補助金の交付を受けた場合、交付申請の関係書類や補助金の交付に関する県からの通知を整理し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存してください。

9 問い合わせ、書類の提出先

〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8-1

宮城県農政部園芸推進課園芸振興班

TEL:022-211-2843 FAX:022-211-2849 E-mail:engei-shinko@pref.miyagi.lg.jp